

令和7年度第8回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年9月26日（金）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第16号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 議案第21号 芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

日程第6 議案第22号 芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件

追加日程第1 報告第17号 令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」
における市町村別結果公表の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 16 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 9 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 5

議案第 21 号

芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 12 条の規定に基づき、償還免除の決定をしようとするものであります。

令和 7 年 9 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例（平成29年3月7日条例第2号）

最終改正:令和7年3月26日条例第17号

改正内容:令和7年3月26日条例第17号 [令和7年4月1日]

-
- （償還の免除）
- 第12条 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。
- （償還の延長又は免除の申請）
- 第13条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。
- （償還の延長又は免除の決定及び通知）
- 第14条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。
-

日程第 6

議案第 22 号

芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則第 2 条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 9 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度 芽室町小中一貫教育推進協議会 名簿

委 員 16名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで期間

エリア	氏 名	役 職 等	備考
芽中	新倉 忠司	学園長	
	塩田 直之	副学園長	
	中村 浩幸	副学園長	
	樽松 正人	学園事務局	
	武藤 健護	学校運営協議会代表（芽中）	
	丸 義太郎	学校運営協議会代表（芽小）	
	武藤 雅紘	学校運営協議会代表（南小）	
上中	和田 秀治	学園長	
	三寺 康裕	副学園長	
	横山 修司	学園事務局	
	北密 大士	学校運営協議会代表（上小中）	
西中	乙戸 貴宏	学園長	
	吾妻 昌三	副学園長	
	大橋 裕一	学園事務局	
	棚田 英和	学校運営協議会代表（西中）	
	中田 利隆	学校運営協議会代表（西小）	

事務局

	氏 名	役 職 等	備考
教委	程野 仁	教育長	
	坂口 勝己	教育推進課長	
	加藤 伸啓	教育推進課主幹	
	林 宏明	教育推進係長	
	吉藤 清孝	教育コーディネーター	

○芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

令和6年3月26日教委規則第9号

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 芽室町小中一貫教育の推進に関すること。
- (2) その他小中一貫教育の推進に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

追加日程第 1

報告第 17 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における
市町村別結果公表の件（非公開）

令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会
が作成する北海道版結果報告書に、当町が独自に結果公表を行う Web ページの二次
元コードを掲載することに同意することとしたので、報告します。

令和 7 年 9 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁